

技術士制度について

藤井松太郎*

1. 技術士法の生れるまで

32年わが国においても技術士法が制定せられ、これにもとづいて国家試験が一昨年から行われて、一昨年と昨年とで2500名余の合格者を出した。近代産業の発展に科学技術が主動的役割を演じたことは、何も今に始まつたことではないが、最近における科学技術の飛躍的な発展は、まことにめざましいものがあり、これなくして今日の産業の伸展、企業の合理化を説くことは、全くのナンセンスに等しいというまでに立ち到つている。わが国では従来、官庁はもとより、私企業でもその内部に自己に必要な技術陣を擁し、技術上の問題を処理させることが慣例になつていたので、社会共有の技術者ともいふべき職業技術士の必要を痛感することなく、技術士制度の発達を見ないまま今日に至つたものと考えられる。しかるに最近における科学技術の高度化細分化は、いよいよ高度の専門家を必要とし、他面敗戦後の産業復興のために、産業の各分野で設備の改良、建設、革新が、日に夜をついで起こつてきたので、官庁、大企業といえども自己の保有する技術者のみでは質量ともに不足をきたし、職業技術士を必要とするようになったのである。わが国では従来技術者の科学技術上の知識に対しは、それが医師、弁護士等の智的労作と本質的にはなんら異なるいにもかかわらず、医師、弁護士と同じく報酬を支払うという社会慣習がきわめて稀薄であつた。しかしのみならず官庁、大企業の保有する技術陣は、かつてのわが国技術推進の担い手であり、今なお各分野の最高峰をもつてみずから任じているので、従つて職業技術士に対する評価は、せいぜい忙しいときの手伝い程度にすぎないのである。こうした環境においては、技術士制度はその必要を認められたとはいえ容易に成長しないことは怪しむに足りないのである。しかしながら、すでに述べたように科学技術はいよいよ高度化細分化してゆくの、いかなる官庁、大企業でも細分化された技術の各分野で常に第一級の技術者を保有しようということは不可能に近くなり、他方予算等のために消長のある工事量に対して最盛期に必要な技術陣を擁していることは経営上からも許されなくなつた。いまさら欧米を見習つたというわけではなく、技術士制度は以上の社会環境から生れるべく

して生れたものである。

技術士制度の発達をはばんでいる第一の要因は技術士そのものに対する官庁、大企業、社会一般の評価が低いことであり、第二の要因は技術上の知識に対し、それにふさわしい報酬を支払う社会慣習の欠除であろう。32年制定された技術士法は、これらの障害を取りのぞき、技術士制度を育成することによつて、科学技術の向上と国民経済の発展をはかろうとするものである。すなわち、第一の要因である技術士そのものに対する社会の評価を高める手段としては、厳密高度な国家試験によつて、真に技術士たるにふさわしい能力を国家が確認、権威づけると同時に、技術そのものに秘密保持その他の倫理上義務を課し、社会の信用を高めようとしているのである。第二の要因である技術士の報酬については、公正妥当たるべきことを規定し、医師、弁護士等の報酬と均衡を逸してはならないことを指示している。技術士法は医師法、建築士法等と同じく技術者に国家試験を課するいわゆる資格法でありながら、前二者と異なつて、技術士でなければ技術士業務を行つてはならないという業務独占の規定を欠いている点で、いろいろな法的論議もあるようであるが、いずれにせよ技術士制度を助成しようという立法者の親心が随処に看取されるのである。

2. 技術士をいかに活用するか

官庁技術、大企業技術を中心に発達してきたわが国の科学技術が、技術の細分化高度化による技術者の質的不足と、産業復興に必要とする技術者の量的不足のため、職業技術士を必要とするに至つた過程はすでに述べた。しからは職業技術士をいかに活用して社会的要請を充足すべきだろうか。まず第一に考えられることは、官庁技術者、大企業技術者が、自己に与えられた技術分野で常に第一線に立ち、かつ立たなければならないという偏見を脱すべきであろう。科学技術が最近のごとく高度細分化してくると、いかに優秀な個人でも、この細分化された各分野で常に第一線に立っていることは不可能に近い。官庁、大企業等の技術者は、狭い分野の専門屋にとどまるよりも、まず第一に企業の経営者でなければならないことは論をまたないのである。すなわち、企画に必要なデータを細粗もらさず収集し、これを有能な専門技術士に与えて計画設計せしめ、その成果を勇敢に企業に取り

正員 工博 元副会長、日本交通技術KK社長

入れてゆくことこそ彼等に課せられた職能というべきであろう。十分な基礎データの収集すら怠たり、独善的な計画の骨子を決定しその肉づけのみを技術士に依頼するようでは、技術士を活用したとはいいがたく、また彼等の職責を十分果たしたともいいがたいのである。技術士制度の歴史がまだ浅く、技術士そのものの評価が必ずしも高くない現在においては、ある程度こうした事態が起こることもやむを得ないだろうし、また半面その責の半ばは技術士自身が負うべきものとも考えられるが、技術を信頼活用することなくして、技術士の水準を向上させ、ひいては技術士法の期待するごとく、わが国産業の伸展に寄与させよう等、ということは思いもよらないのである。

技術士は自由職業であり、技術業務の報酬によって生活し、専門技術に精進する者である。従つて技術士の報酬は、医師、弁護士等の報酬に比し遜色のない妥当なものでなければならぬ。いたづらに技術報酬が低いのでは、技術士が与えられた問題に取り組んで十分研究する時間的、精神的の余裕がなく、ましてや不断の研究によつて、高度の知識技術を蓄積する等、ということは思いもよらぬこととなる。こんなことでは技術士はいつまでも忙しいときの手伝い程度にとどまつて、社会の期待にそい得ないことは明白である。設計計画等の技術報酬はたかだか当該工事費の2~3%程度のものであるが、計画、設計の適、不適によつて工事費は1割近くも動くということは一度でも工事をやつた者の知悉するところである。十分な技術報酬を払つて、有能な技術士に計画設計させることが、結局依頼者側にも大きな利益をもたらすものと考えるのである。

わが国のみのものであるが、物品購入、工事施工等には競争入札、最低落札という制度が広く行われている。なるほど官庁等が企業者である場合は、取引きの公正を確保しようという面から、一般競争入札も意味があり、他面企業者側の利益を護るためには、最低落札制度もうなづけないことはないが、これはあくまでも既成物品の購入とか、示方書によつて工事の質が規正できる場合のみに限られるべきものであつて、契約相手の技術誠意によつて、これからでき上がるものの質がどのようにも変わりうる場合には適用すべきものではない。ましてや技術上の計画、設計等の技術士業務にこの考え方を適用することは、あたかも病人が医者を選べないかのような愚と選ぶところはないのである。技術士業務は、その知識技術に対する依頼者側の信頼によつて成り立っているものであつて、米国の技術士倫理規定を見ても、依頼者が見積り合せのごとく技術報酬の多寡によつて技術士をえらぶがごとき申し出は、技術士自身が厳に拒否すべき

ことを規定しているのである。わが国の現在では技術士制度の基礎がまだきまつていないために、こんな場合にも、いちいち依頼を拒否していたのでは、技術業務が成り立たないために、優秀な技術士もしぶしぶ入札しているのではないかと考えられるのである。技術にたずさわるほどの者は上記のような愚をあえてしたくないのであろうが、なるべく大きな組織というものは、起こるかも知れない不正を防止するに急であつて、物事の本質を殺すことを辞さない嫌いがある。技術士そのものの向上と、一般社会の技術業務に対する認識の深まりのみが、以上のような愚を遠からず解消するであろうことを期待してやまない。

3. 技術士はいかにあるべきか

筆者は2.において、技術士側からの依頼者に対する注文めいたことを述べたのであるが、これを裏がえすと以上の注文のよつてくる過半の責は、技術士自身が負うべきものと考えられる。

元来技術士は常に最高の知識技術を蓄積し、依頼者の求めに応じて、最高の技術的成果を提供するのみならず常に依頼者の側に立つて物事を考え、その利益に寄与する職業的責任を課せられた者である。この点に欠けるところがあれば、真の技術士たるの資格なく、依頼者側の不信も、また自業自得といわざるを得ないであろう。

科学技術は常に日進月歩であつて、たとえ狭い分野にしても常に第一級の知識技能を保持していることは容易なことではない。技術士たること、またむづかしきかなと思ふのであるが、少なくともその気概と情熱を持たない者は、いつまでも忙しいときの手伝い程度にとどまつて、せつかくの技術士制度の成長をはばみ、社会一般の期待を裏切ることとなるであろう。技術士制度の成長のためには、社会一般に対して技術士のPRが心要であるという意見をしばしば耳にするのであるが、PRの最大のもは技術士自身の知識技術と誠意であつて、いたづらなる宣伝は、なんらの効果のないことを銘記しなければならない。

どこの国の技術士規定を見ても、まず第一ページに技術士の倫理規定を掲げている。依頼者の利益擁護、公正妥当な報酬、同業者の名誉尊重、公正な方法による業務獲得等が倫理規定の中核をなすものであるが、技術士自身が自己を律することに厳でなければ、依頼者側の信頼、尊敬の得られないことは当然である。常に高い職業的矜持を持ち、専門技術に精進して、依頼者に最高度の成果を提供することのみが、技術士に対する信頼、評価を高め、この制度を発展させる所以であろう。